

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金交付要綱

第3条第1項に規定する補助対象工事に係る別に定める基準について

平成31年4月2日制定

令和3年4月7日改正

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金交付要綱第3条第1項に規定する別に定める基準は、以下に定めるものとする。

1 別表第3（簡易耐震改修）に関する基準

	(い) 工事種別	(ろ) 補助対象工事の基準
木造住宅	① 耐震診断及び耐震改修設計により工事後の耐震性能が工事前よりも向上することを建築士が確認して行う、耐震壁の設置工事及び屋根の軽量化工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震壁の設置又は屋根の軽量化を行うこと。 ・ 耐震診断及び耐震改修設計により、安全性が向上することを確認できること。 ・ 耐震診断は次のいずれかによること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法 ② 京都市都市計画局発行の「京町家の限界耐力計算による耐震設計及び耐震診断・耐震改修指針」に基づく限界耐力計算による耐震診断の方法 ・ 長屋については1棟単位で耐震診断及び耐震改修設計を行うこと。
	② 屋根の軽量化工事（①を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根の軽量化工事（①を除く。）を行う場合は、下屋を含めた屋根全て（庇を除く。）について軽量化を行うこと。ただし既に軽量化済の部分を除く。
	③ 建築物の屋根構面又は2階の床組若しくは小屋組の水平構面を構造用合板等の設置により強化する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根構面を補強する場合は、構面全体を構造用合板により補強すること。 ・ 2階床組、小屋組の水平構面を補強する場合は、構面全体を構造用合板により補強すること。ただし、吹抜け部分や小屋組など、これに依り難い部分は火打ち梁でも可とする。
	④ 根継ぎ等により、土台又は柱等の劣化、蟻害を修繕する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 根継ぎ等により土台、柱又は梁等の劣化した部材全てを健全な状態に修繕すること。
	⑤ 有筋の基礎を増設する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁及び主要構造部の壁等の下部に基礎を新たに増設する場合は、鉄筋コンクリート造とすること。 ・ 既存の無筋基礎を補強する場合は、鉄筋コンクリート造の基礎を抱き合わせること。 ・ 部分的に補強する場合は、壁端部の柱から1.8m以上の基礎を補強するもの又は壁端部の柱から両側0.9m以上の基礎を補強すること。
	⑥ 耐震シェルターを設置する工事（第4条第2号ただし書きに規定する建築物を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の主たる居住空間（居間等）に設置すること。 ・ 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第2条5号

		に定める耐震シェルターであること。
京町家等	⑦ 耐震診断及び耐震改修設計により工事後の耐震性能が工事前よりも向上することを建築士が確認して行う、土壁の設置工事及び屋根の軽量化工事	<ul style="list-style-type: none"> 耐震壁の設置又は屋根の軽量化を行うこと。 耐震診断及び耐震改修設計により、安全性が向上することを確認できること。 耐震診断は次のいずれかによること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法 ② 京都市都市計画局発行の「京町家の限界耐力計算による耐震設計及び耐震診断・耐震改修指針」に基づく限界耐力計算による耐震診断の方法 <p>(ア) 長屋については1棟単位で耐震診断及び耐震改修設計を行うこと。</p>
	⑧ 屋根の軽量化工事（⑦を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 屋根の軽量化工事（⑦を除く。）を行う場合は、下屋を含めた屋根全て（庇を除く。）について軽量化を行うこと。ただし既に軽量化済の部分を除く。
	⑨ 建築物の屋根構面又は2階の床組若しくは小屋組の水平構面を構造用合板等の設置により強化し、又は杉板等により補修する工事	<ul style="list-style-type: none"> 屋根構面を補強する場合は、構面全体を構造用合板や杉板により補強すること。 2階床組、小屋組の水平構面を補強する場合は、構面全体を構造用合板や杉板により補強すること。ただし、吹抜けや小屋組など、これに依り難い部分は火打ち梁でも可とする。
	⑩ 根継ぎ等により、土台又は柱等の劣化、蟻害を修繕する工事	<ul style="list-style-type: none"> 根継ぎ等により土台、柱又は梁等の劣化した部材全てを健全な状態に修繕すること。
	⑪ 礎石等の基礎を補修する工事	<ul style="list-style-type: none"> 礎石基礎を大きなものに据え付け直し、又はコンクリートで増し打ちすることで礎石基礎の幅を広げること。 礎石基礎の上面は、平坦で粗い仕上げとすること。 コンクリートで増し打ちする場合は、割れ止めの配筋をすること。
	⑫ 土壁を塗り直す工事	<ul style="list-style-type: none"> 劣化した既存の土壁を修繕する場合にあっては、全面をこそぎ落とし、少なくとも1枚以上の壁を塗り直すこと。 天井裏又は床下まで塗り込められていない土壁を修繕する場合にあっては、天井裏又は床下まで土壁を塗りこめること。 下地まで劣化している場合、下地を含めて修繕すること。
	⑬ 柱脚部に足固め、根がらみを設置する工事	<ul style="list-style-type: none"> 構造耐力上主要な部分の柱で、柱脚部が床組等で固定されていない場合に、足固め又は根がらみにより固定すること。 足固め又は根がらみの材の厚さは45mm程度以上、幅は柱と同寸程度とし、柱脚部にボルト等で固定すること。
	⑭ 耐震シェルターを設置する工事（第4条第2号ただし書きに規定する建築物を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の主たる居住空間（居間等）に設置すること。 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第2条5号に定める耐震シェルターであること。

2 別表第5（防火改修）に関する基準

(い) 工事種別	(ろ) 補助対象工事の基準
① 軒裏の防火改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延焼のおそれのある部分^{※1}の軒裏はすべて防火改修すること。 ・ 木造住宅は、建築基準法で定める45分準耐火構造（上位の構造を含む。）とすること。 ・ 京町家等は、防火構造（上位の構造を含む。）と同等以上の仕様とすること。 ・ 京町家等は、伝統的な意匠に配慮すること。
② 開口部の防火改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延焼のおそれのある部分^{※1}に存する窓のうち、一つの面^{※2}ごとに防火改修すること。 ・ 建築基準法で定める防火戸その他の防火設備と同等以上の仕様とすること。
③ 長屋の界壁の防火改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法で定める準耐火構造（上位の構造を含む。）の界壁のうち片面を設けること。 ・ 小屋裏及び天井裏まで達していること。
④ 外壁の防火改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延焼のおそれのある部分^{※1}の外壁のうち、一つの面^{※2}ごとに防火改修すること。 ・ 木造住宅は、建築基準法で定める準耐火構造（上位の構造を含む。）とすること。 ・ 京町家等は、建築基準法で定める防火構造（上位の構造含む。）と同等以上の仕様とすること。 ・ 京町家等は、伝統的な意匠に配慮すること。
⑤ 感震ブレーカーの設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分電盤タイプで、一般社団法人日本配線システム工業会において定められた「感震機能付住宅用分電盤規格JWDS0007付2」のものを設置すること。

※1 延焼のおそれのある部分は隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の他の建築物との相互の外壁間の中心線から1階にあつては3m以下、2階以上にあつては5m以下にある部分とする。

※2 隣地側や道路側のそれぞれ同一空地に面する面とする。